

「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン（案）」
改正検討会の運営について

- 「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン（案）」改正検討会（以下「検討会」という。）は、非公開とする。ただし、検討会冒頭のみ、撮影等を可とする。

- 検討会の資料は、公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、その一部または全部を非公開とすることができる。

- 検討会の資料及び議事概要については、検討会開催後、出席者の確認を取った上で、ホームページに公表する。